

2013年1月9日

みずほコーポレート銀行（中国）有限公司

中国アドバイザー一部

—金融政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（第247号）

中国人民銀行深圳市中心支行、 香港オフショア人民元の銀行融資を解禁 前海地区限定で実施

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

中国人民銀行深圳市中心支行（以下「深圳人民銀行」という）は、2012年12月27日付で『前海クロスボーダー人民元貸付管理暫定弁法』（深人銀発[2012]173号、以下『暫定弁法』という）を公布しました。深圳市の前海深圳・香港現代サービス業合作区内の企業による香港からのクロスボーダー人民元の銀行借入を解禁しました。

今回の試みは、中国の資本項目の自由化における重要な一歩と言えます。中国では、外商投資企業によるクロスボーダー人民元での外債借入がすでに開放されており、外債枠または外債借入枠に当たる「投注差」（投資総額と資本金の差額）の範囲内で自由に借り入れることができます。しかし、内資企業の場合、関連当局の事前認可が必要なことから、外債借入自体、ハードルが高いものになっています。

『暫定弁法』は、同合作区内に限定されたものとはいえ、深圳人民銀行が設定する区内企業全体の借入総枠内で、各区内企業が自由に借入を行うことができるようになり、企業の資金調達チャネルが広がることとなります。また、香港オフショア人民元の本土への還流ルートがまた1つ開かれたことにもなり、オフショア人民元市場の活発化が期待されます。

□ 金融サービス等の発展を図る前海

深圳市西部に位置する「前海深圳・香港現代サービス業合作区（前海深港现代服务业合作区）」（以下「前海地区」という）は2010年8月、香港との経済協力関係を緊密化し、現代サービス産業の発展によって国内産業の構造転換を促進するためのプラットホームとして中国国務院に認可された開発区です。区画面積は約15キロ平米。生産性サービス産業¹に重点を置き、金融、現代物流、情報サービス、科学技術サービスおよびその他の専門サービスの革新と発展を図っており（『深圳経済特区前海深圳・香港現

¹ 中国政府は、サービス業を「生産性サービス業」と「生活性サービス業」に分類しています。生産性サービス業は金融、物流、広告、人材等の企業活動に関連するサービスを、生活性サービス業は流通、文化、観光、医療等の市民生活に関連するサービスを指します。

代サービス業合作区条例』〔深圳市第 5 期人民代表大会常務委員会広告第 35 号〕第 3 条)、2020 年に域内総生産を 1,500 億元まで引き上げることを目指しています。前海地区管理局が非金融産業のプロジェクト認可で計画単列市²の深圳市に相当する管理権限が与えられている(同第 10 条)ことから、「(深圳)特区の中の特区」とも称されています。経済誌『財経』によると、前海地区の登録企業は 2012 年 11 月末の時点で 230 社に上り、そのうち金融企業が 180 社を占めています。

前海地区では目下、金融面で規制緩和の先行的な取組が進められています。国务院は 2012 年 6 月、『深圳前海深圳・香港現代サービス業合作区の開発・開放を支持する関連政策の回答書』(国函[2012]58 号、以下『回答書』という)を公布し、「前海による金融改革新面での先行実施を支持し、わが国の金融業における対外開放試験モデル窓口を建設する」(第 2 条)との方針を明確にしました。その中で、オフショア人民元資金の還流ルート拡大等を通じ、オフショア人民元市場のセンターとしての香港の発展に資するクロスボーダー人民元業務の革新試験地域の構築が謳われており(同条第 1 項)、深圳人民銀行はこれを受けて『暫定弁法』を制定した形です。

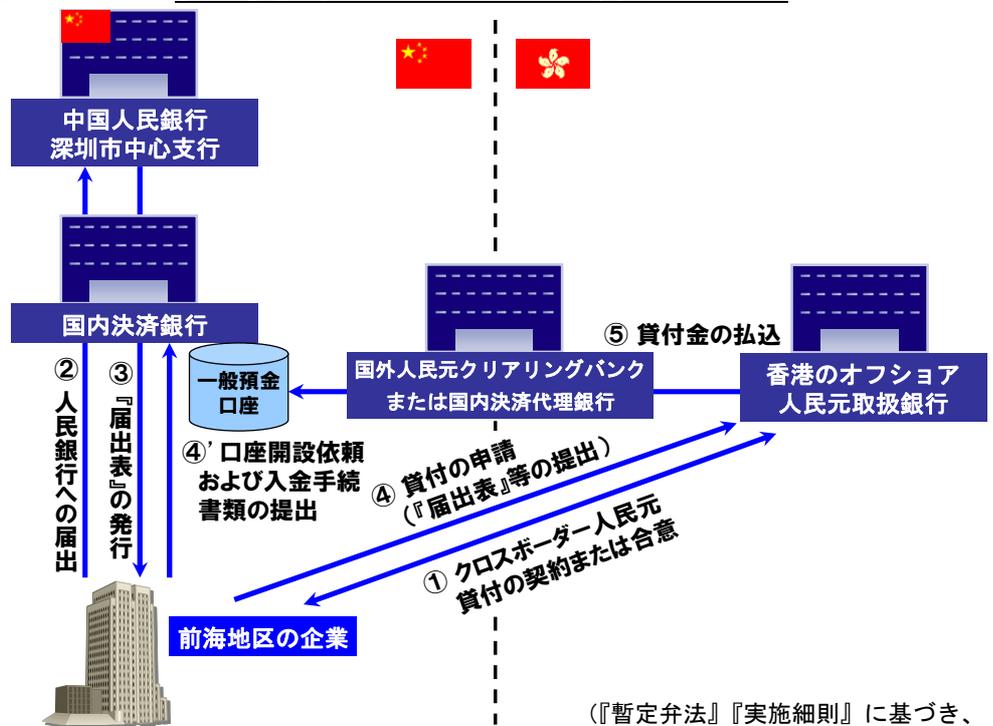
□ 貸付は対外支払需要を優先

今回公布された『暫定弁法』では、前海深港現代サービス合作区内に登録、設立し、区内で実際に経営または投資を行っている企業は、香港で人民元業務を取り扱っている銀行からオフショア人民元資金を借り入れることができると規定されています。

業務取扱に当たって、借入企業はまず深圳市でクロスボーダー人民元業務を取り扱う銀行業金融機関の中から決済銀行を指定し、

【図表】前海クロスボーダー人民元貸付のスキーム

この決済銀行を通じて深圳人民銀行に届出を行います(第 10 条)³。その後、深圳人民銀行が発行する『前海クロスボーダー人民元貸付届出表』を受領し、決済銀行でクロスボーダー人民元貸付資金預入専用の一般預金口座を開設します(第 11 条)。香港の貸付銀行は『届出表』に基づき、人民元クリアリングバンク(香港では中国銀行(香港)有限公司)または



(『暫定弁法』『実施細則』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

² 「計画単列市」とは、経済管理面で省レベルの権限が与えられている都市を指し、深圳のほか、遼寧省大連市、山東省青島市、浙江省寧波市、福建省アモイ市があります。

³ 当行のヒアリングによれば、深圳人民銀行はクロスボーダー人民元業務の取扱量が大きい銀行からの届出申請を優先的に取り扱う可能性を示唆しています。

中国国内の決済代理銀行を通じて、この口座に貸付資金を払い込むこととなります（図表参照）。

深圳人民銀行が 2013 年 1 月 5 日付で公布した『前海クロスボーダー人民元貸付管理暫定弁法実施細則』（深人銀発[2013]2 号、以下『実施細則』という）では、深圳人民銀行への届出に以下の書類が必要とされています（第 7 条）。

深圳人民銀行への届出に必要な書類

- ① 営業許可証の副本、機構信用コード証
- ② 『貸付意向書』または類似する告知書
- ③ 貸付金用途説明書
- ④ 貸付契約（貸付の正式な実施後 3 営業日以内に補充することも可）
- ⑤ 企業信用報告、企業の主要株主の信用報告、企業法定代表者の信用報告
- ⑥ 深圳人民銀行が要求するその他の資料

借入金は、「国家の関連政策に合致している前提の下、前海の建設および発展に用いなければならない」（『暫定弁法』第 7 条）と規定されており、『実施細則』では「輸入およびその他の対外支払に用いる貸付需要を優先的に支持する」（第 4 条）と明記しています。これは、本土と香港の金利差を利用した鞘取りや前海地区外の企業への転貸といった行為を防ぐ意味合いがあるとみられます。また、『実施細則』によれば、借入金は以下の目的で使用してはならないとされています（第 13 条）。

前海クロスボーダー人民元貸付金の使用禁止事項

- ✓ 有価証券および金融派生商品への投資
- ✓ 委託貸付
- ✓ 財テク（理財）商品の購入
- ✓ 自社用以外の不動産の購入

どのような資金使途が優先的に認められるかについては、現状の規定だけでは不明確な部分もあり、規定の運用状況を見極めながら、当局意向をさらに確認していく必要があります。

なお、借入金の使用に当たっては、決済銀行に支払に係るエビデンス資料を提出するのはもちろんですが、決済銀行を通じて香港の貸付銀行から書面の同意を得る必要があります（『実施細則』第 11 条）。

□ 外資系は「投注差」の枠外で調達可

前海クロスボーダー人民元貸付の適用金利について、『暫定弁法』は、貸付実施前に深圳人民銀行へ届出を行う必要はあるものの、貸付金利を当事者間で自主的に決定できると規定しています（第 9 条）。中国国内の銀行ローンに人民銀行の貸出基準金利規制が適用されることに較べれば、自由裁量で金利が決められることから、有利な資金調達手段となる可能性があります。

また、貸付期限も当事者により合理的な範囲で決定できる（第 8 条）ほか、国内の金融機関・企業は関連規定に基づき、前海地区のクロスボーダー人民元貸付金に担保を提供することができるとしています（第 15 条）。

ここで注目されるのは、外商投資企業の外債枠または「投注差」の取り扱いです。深圳人民銀行は当行のヒアリングに対し、前海地区の外商投資企業が香港からオフショア人民元の銀行借入を行う場合、

その借入額は投注差の制限を受けないと回答しています。そのため、通常のクロスボーダー人民元の外債借入とは異なり、投注差の枠外で資金調達を行うことができるとみられます。

前海クロスボーダー人民元業務に対する深圳人民銀行の管理方針について、『暫定弁法』は「深圳人民銀行は、香港の人民元業務の発展状況、前海の建設発展における需要および国内のマクロコントロールにおける必要に基づき、前海企業による香港人民元貸付の取得に対し残高管理を実施する」（第6条）と規定しています。『実施細則』では、この点について「（深圳人民銀行が）前海クロスボーダー人民元貸付の年度残高を測算し、中国人民銀行本店に報告した後、執行する」（第3条）としており、前海クロスボーダー人民元貸付業務に融資総枠を設定することを明らかにしています。

この融資総枠の概念は、個別の企業、銀行に対する融資枠ではなく、前海での業務全体の総枠になります。香港金融管理局（HKMA）によれば、香港の人民元預金総額は2012年11月末現在で5710億元に上っており、『財経』の報道によると、初回融資総枠はこの10%以内を目処として、300～400億元の範囲で設定されるのではないかとみられています。

□ 前海でのさらなる規制緩和に期待

HKMAのデータによれば、香港における人民元貸付残高は、2011年末の308億元から2012年10月末の679億元に拡大したものの、人民元貸付額が香港の貸付総額に占める割合はわずか1.5%にとどまっています。香港では、今回の措置を契機とした人民元貸付残高の飛躍的な増大を期待する声がある一方で、人民元需給の逼迫によりオフショア人民元預金金利の上昇を予想する見方も出ています。なお、『財経』によると、今回のスキームを利用した初の貸付は、前海地区のインフラ建設等を手がける深圳市前海開發投資控股有限公司に対して行われるとみられています。

『回答書』ではクロスボーダー人民元の還流ルートの拡大のほか、前海持分投資マザーファンドの設立、前海金融市場の香港に対する開放の拡大、香港をはじめとする金融機関の管理本部・業務オペレーション本部の誘致等が謳われており、前海地区での金融緩和が今後一層進むことが期待されます。

持分投資ファンドについては、深圳市人民政府金融發展服務弁公室等が2012年11月26日付で『当市における外商投資持分投資企業の展開試行の暫定弁法』（深府金発[2012]12号）を公布し、プライベート・エクイティ業務を行う外商投資持分投資企業、持分投資ファンド企業の発起・設立や持分投資ファンドの受託管理を主要業務とする外商投資持分投資管理企業の設立を認める旨を明記しています。

*

『暫定弁法』および『実施細則』の詳細につきましては、5ページから日本語仮訳および12ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほコーポレート銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 月岡直樹】

(日本語仮訳)

中国人民銀行深圳市中心支行

深人銀発[2012]173号

『前海クロスボーダー人民元貸付管理暫定弁法』の印刷・配布についての通達

市各銀行：

前海深港現代サービス合作区の開発建設を支持し、前海クロスボーダー人民元貸付業務管理を規範化するため、中国人民銀行の批准を経て、当行は『前海クロスボーダー人民元貸付管理暫定弁法』を制定し、公布、実施する。遵守執行されたい。

執行中に問題に遭遇した場合は、遅滞なく当行に連絡すること。連絡人：呂建鋒、連絡電話：0755-25590240-335。

特にここに通知する。

付属文書：『前海クロスボーダー人民元貸付管理暫定弁法』

2012年12月27日

『前海クロスボーダー人民元貸付管理暫定弁法』

第1章 総則

第1条 香港オフショア人民元業務のさらなる発展を促進し、前海深圳・香港現代サービス業合作区（以下「前海」という）の開発建設を支持するため、『前海深圳・香港現代サービス業合作区総合発展計画』、『国務院による前海深圳・香港現代サービス業合作区の開発・開放を支持する関連政策の回答書』等の関連文書の主旨に基づき、本弁法を制定する。

第2条 本弁法がいう前海クロスボーダー人民元貸付とは、条件に合致する国内企業が香港で人民元業務を営む銀行から人民元資金を借り入れることを指す。条件に合致する国内企業（以下「借入企業」という）とは、前海で登録、設立し、前海で実際に経営または投資している企業を指す。

第3条 借入企業は、本弁法の規定に基づき関連業務を展開し、相応する業務資料の提供および届出の義務を履行しなければならない。

第4条 本弁法がいう国内決済銀行は、前海クロスボーダー人民元貸付のために資金の決済を取り扱う深圳市の銀行業金融機関を指す。国内決済銀行は、本弁法の規定に基づき関連業務を展開し、相応する審査・確認の責任を履行しなければならない。

第5条 中国人民銀行深圳市中心支行（以下「深圳人民銀行」という）は、中国人民銀行本店の指導の下、本弁法に基づき、前海クロスボーダー人民元貸付業務に対して監督を実施する。

第2章 貸付の方向性、期限および利率

第6条 深圳人民銀行は、香港の人民元業務の発展状況、前海の建設発展における需要および国内のマクロコントロールにおける必要に基づき、前海企業による香港人民元貸付の取得に対し残高管理を実施する。

第7条 前海クロスボーダー人民元貸付の用途は、国家の関連政策に合致している前提の下、前海の建設および発展に用いなければならない。

第8条 前海クロスボーダー人民元貸付の期限は、借入側・貸付側双方により貸付の実際の用途に基づき合理的な範囲内で自主的に確定する。

第9条 前海クロスボーダー人民元貸付の利率は、借入側・貸付側双方により自主的に確定し、貸付実施前に深圳人民銀行に届出する。

第3章 業務手続

第10条 借入企業は、前海クロスボーダー人民元貸付業務を行う前に国内決済銀行を通じて深圳人民銀行に届出申請を提出しなければならない。

第11条 借入企業は、『人民元銀行決済口座管理弁法』の規定に基づき、国内決済銀行に営業許可証等の資料を提出し、一般預金口座の開設を申請し、香港から入金する前海クロスボーダー人民元貸付資金の預入に専門的に使用しなければならない。当該口座は現金の受取・支払業務を行ってはならない。

第12条 借入企業が前海クロスボーダー人民元貸付の元本・利息を返済する場合、貸付契約、支払指図書、納税証明等の資料に基づき国内決済銀行で手続を行わなければならない。

第13条 前海クロスボーダー人民元貸付は、国外人民元クリアリングバンクまたは国内決済代理銀行を通じてクロスボーダーの支払、決済を行わなければならない。

第14条 借入企業およびその国内決済銀行が前海クロスボーダー人民元貸付業務を行う場合、『国際収支統計申告弁法』等の関連規定に基づき、国際収支申告を行わなければならない。

第15条 国内金融機関および企業は、『中華人民共和国担保法』、『中華人民共和国物権法』および『中国人民銀行によるクロスボーダー人民元業務に関連する問題の明確化についての通達』等の関連規定に基づき、保証、抵当権または質権等の形式で前海クロスボーダー人民元貸付に担保を提供できる。

第4章 業務監督

第16条 国内決済銀行は、借入企業のクロスボーダー人民元貸付資金使用の真実性に対し、審査を行わなければならない。

第17条 国内決済銀行は、情報報告義務を真剣に履行し、クロスボーダー人民元受取・支払情報管理システムへ本弁法に基づき開設した一般預金口座の開設情報、ならびに当該口座を通じて手続を行ったクロスボーダー人民元資金の受取および支払情報を遅滞なく、正確に、完全に報告しなければならない。

第18条 国内企業は、前海クロスボーダー人民元貸付の手続を行う必要性により、香港で人民元口座を開設する場合、業務発生後5営業日以内に深圳人民銀行に報告して届出を行わなければならない。

第19条 国内決済銀行は、『中華人民共和国アンチ・マネーロンダリング法』および中国人民銀行の関連規定に基づき、アンチ・マネーロンダリングおよびアンチ・テロ融資の義務を切実に履行し、資金洗浄、テロ融資等の違法犯罪活動を予防しなければならない。

第20条 深圳人民銀行は、本弁法に基づき、前海クロスボーダー人民元貸付業務に対してオフサイト監督管理およびオンサイト検査を実施する。

第5章 附則

第21条 借入企業、国内決済企業が本弁法の関連規定に違反した場合、深圳人民銀行はその前海クロスボーダー人民元貸付業務の手続を一時停止できる。その他の法律・法規の規定に違反した場合、関連規定に基づき処理する。

第22条 本弁法は、深圳人民銀行が解釈に責任を負う。

第23条 本弁法は、公布日より実施する。

(日本語仮訳)

中国人民銀行深圳市中心支行

深人銀発[2013]2号

『前海クロスボーダー人民元貸付管理暫定弁法実施細則』の印刷・配布についての通達

市各銀行：

『前海クロスボーダー人民元貸付管理暫定弁法』を貫徹して着実にするため、当行は『前海クロスボーダー人民元貸付管理暫定弁法実施細則』を制定した。ここに印刷・配布する。遵守執行されたい。

執行中に問題に遭遇した場合は、遅滞なく当行に連絡すること。連絡人：呂建鋒、連絡電話：0755-25590240-335。

特にここに通知する。

付属文書：『前海クロスボーダー人民元貸付管理暫定弁法実施細則』

2013年1月5日

『前海クロスボーダー人民元貸付管理暫定弁法実施細則』

- 第1条** 前海クロスボーダー人民元貸付の展開を規範化するため、『前海クロスボーダー人民元貸付管理暫定弁法』（以下『弁法』という）および関連法律・法規に基づき、本細則を制定する。
- 第2条** 『弁法』および本細則がいう前海クロスボーダー人民元貸付とは、条件に合致する国内企業が香港で人民元業務を經營する銀行から人民元資金を借り入れることを指す。条件に合致する国内企業（以下「借入企業」という）とは、前海で登録、設立し、前海で実際に經營または投資している企業を指す。
- 第3条** 中国人民銀行深圳市中心支行（以下「深圳人民銀行」という）は、香港の人民元業務の發展状況、前海の建設發展における需要および国内のマクロコントロールにおける必要に基づき、前海クロスボーダー人民元貸付の年度残高を測算し、中国人民銀行本店に報告した後、執行する。
- 第4条** 前海クロスボーダー人民元貸付の用途は、前海の産業發展目録の要求に合致していなければならず、輸入およびその他の対外支払に用いる貸付需要を優先的に支持する。
- 第5条** 借入企業は、『弁法』および本細則の規定に基づき、貸付の届出、資金の使用、元本の返済および利息の支払等のプロセスにおいて、国内決済銀行に相応する資料を提出し、国内決済

銀行による真実性の審査・確認および情報の報告の実行に協力しなければならない。

第6条 国内決済銀行は、『本弁法』および本細則の規定に基づき、借入企業によるクロスボーダー人民元貸付の届出、資金の使用、元本の返済および利息の支払等のプロセスにおいて真実性審査・確認を実施し、規定に基づき深圳人民銀行に関連情報および資料を報告しなければならない。

第7条 前海クロスボーダー人民元貸付業務を行う前に、借入企業は国内決済銀行を通じて深圳人民銀行に以下の資料を提出し、届出手続を行わなければならない。

- (1) 営業許可証の副本、機構信用コード証
- (2) 『貸付意向書』または類似する告知書
- (3) 貸付金用途説明書
- (4) 貸付契約（貸付の正式な実施後3営業日以内に補充することも可）
- (5) 企業信用報告、企業の主要株主の信用報告、企業法定代表者の信用報告
- (6) 深圳人民銀行が要求するその他の資料

国内決済銀行は、借入企業の届出資料の真実性、完全性に対し審査・確認を行わなければならない。

深圳人民銀行は、受理した日から5営業日以内に、国内決済銀行に届出を受け入れるかどうかを通知しなければならない。

第8条 借入企業は、深圳人民銀行が発行した『前海クロスボーダー人民元貸付届出表』（具体的なフォーマットは付属文書を参考）等の資料に基づき、香港で人民元業務を営む銀行にクロスボーダー人民元貸付を申請する。『前海クロスボーダー人民元貸付届出表』の有効期限は3カ月とする。

第9条 借入企業は、『人民元銀行決済口座管理弁法』の規定に基づき、国内決済銀行に営業許可証等の資料を提出し、一般預金口座の開設を申請し、香港から入金する前海クロスボーダー人民元貸付資金の預入に専門的に使用しなければならない。当該口座は現金の受取・支払業務を行ってはならず、当該口座の預金利率は原則上、中国人民銀行が公布する普通預金利率政策に基づき執行する。

第10条 借入企業は、貸付資金の入金を行う前に、国内決済銀行に貸付契約、資金使用説明書および深圳人民銀行が発行した『前海クロスボーダー人民元貸付届出表』等の資料を提出しなけれ

ばならない。国内決済銀行は審査・確認を通過した後、香港の貸付銀行に貸付資金払込手続を行うよう通知する。

第11条 借入企業は、貸付資金を使用する前に、国内決済銀行に関連する資金用途証明資料を提出しなければならない。国内決済銀行は審査・確認後、香港の貸付銀行にフィードバックし、香港の貸付銀行による貸付資金支払に同意する書面回答を得た後、貸付資金の支払を行うことができ、当日中に貸付資金支払の払込手続を完成させる。

第12条 借入企業が前海クロスボーダー人民元貸付の元本・利息を返済する場合、貸付契約、支払指図書、納税証明等の資料に基づき国内決済銀行で返済送金手続を行わなければならない。

第13条 前海クロスボーダー人民元貸付資金は、有価証券および金融派生商品への投資に用いてはならず、委託貸付に用いてはならず、財テク商品の購入に用いてはならず、非自社用不動産等を購入してはならない。

第14条 国内決済銀行は、前海クロスボーダー人民元貸付資金の用途とフローに対して審査を行い、完備された業務台帳を確立し、前海クロスボーダー人民元貸付文書管理制度を確立し、関連証憑資料を適切に保管しなければならない。

第15条 国内決済銀行は、規定に基づき以下の情報を報告しなければならない。

- (1) 「人民元クロスボーダー受取・支払情報管理システム」に『弁法』に基づき開設した一般預金口座の開設情報、当該口座を通じて行われたクロスボーダー人民元資金の受取および支払情報、人民元クロスボーダー信用貸付融資業務情報および前海クロスボーダー人民元貸付に関連するその他の情報を遅滞なく、正確に、完全に報告する。
- (2) 「深圳市借入企業リスクアラートシステム」に前海クロスボーダー人民元貸付情報を遅滞なく、正確に、完全に報告する。
- (3) 毎四半期終了後 10 営業日以内に、四半期内の借入企業名、借入期限、利率、金額、用途等の情報を含む前海クロスボーダー人民元貸付の実行状況を深圳人民銀行に報告し、届出する。
- (4) 前海クロスボーダー人民元貸付業務に発生した問題または異常状況を遅滞なく深圳人民銀行に報告し、届出する。

第16条 深圳人民銀行は、『弁法』および本細則に基づき、前海クロスボーダー人民元貸付の真実性に対しオフサイト監督管理およびオンサイト検査を実施する。検査対象は、国内決済銀行、借入企業を含む。

第17条 本細則は、深圳人民銀行が解釈に責任を負う。

第18条 本細則は、公布日より実施する。

(中国語原文)

**中国人民银行深圳市中心支行
深人银发〔2012〕173号
关于印发《前海跨境人民币贷款管理暂行办法》的通知**

市各银行：

为支持前海深港现代服务业合作区开发建设，规范前海跨境人民币贷款业务管理，经中国人民银行批准，我行制定并发布实施《前海跨境人民币贷款管理暂行办法》，请遵照执行。

执行中如遇问题，请及时与我行联系，联系人：吕建锋，联系电话：25590240-335。

特此通知

附件：《前海跨境人民币贷款管理暂行办法》

二〇一二年十二月二十七日

前海跨境人民币贷款管理暂行办法

第一章 总则

- 第一条** 为促进香港离岸人民币业务进一步发展，支持前海深港现代服务业合作区（以下简称前海）开发建设，根据《前海深港现代服务业合作区总体发展规划》、《国务院关于支持前海深港现代服务业合作区开发开放有关政策的批复》等有关文件精神，制定本办法。
- 第二条** 本办法所称前海跨境人民币贷款是指符合条件的境内企业从香港经营人民币业务的银行借入人民币资金。符合条件的境内企业（以下称借款企业）是指在前海注册成立并在前海实际经营或投资的企业。
- 第三条** 借款企业应依据本办法的规定开展相关业务，并履行提供相应业务资料及备案义务。
- 第四条** 本办法所称境内结算银行是指为前海跨境人民币贷款办理资金结算的深圳市银行业金融机构。境内结算银行应依据本办法的规定开展相关业务，并履行相应审核责任。
- 第五条** 中国人民银行深圳市中心支行（以下简称深圳人行）在中国人民银行的指导下，根据本办法对前海跨境人民币贷款业务实施监督。

第二章 贷款投向、期限和利率

第六条 深圳人行根据香港人民币业务发展情况、前海建设发展需求和国内宏观调控的需要，对前海企业获得香港人民币贷款实行余额管理。

第七条 前海跨境人民币贷款的用途应在符合国家有关政策的前提下，用于前海的建设与发展。

第八条 前海跨境人民币贷款期限由借贷双方按照贷款实际用途在合理范围内自主确定。

第九条 前海跨境人民币贷款利率由借贷双方自主确定，在贷款发放前向深圳人行备案。

第三章 业务办理

第十条 借款企业应在办理前海跨境人民币贷款业务前通过境内结算银行向深圳人行提交备案申请。

第十一条 借款企业应当按照《人民币银行结算账户管理办法》的规定，向境内结算银行提交营业执照等材料，申请开立一般存款账户，专门用于存放从香港汇入的前海跨境人民币贷款资金，该账户不得办理现金收付业务。

第十二条 借款企业偿还前海跨境人民币贷款本息应凭借款合同、支付命令函、纳税证明等材料到境内结算银行办理。

第十三条 前海跨境人民币贷款应通过境外人民币业务清算行或境内代理行办理跨境支付结算。

第十四条 借款企业及其境内结算银行办理前海跨境人民币贷款业务，应当按照《国际收支统计申报办法》等有关规定办理国际收支申报。

第十五条 境内金融机构和企业可根据《中华人民共和国担保法》、《中华人民共和国物权法》及《中国人民银行关于明确跨境人民币业务相关问题的通知》等相关规定，以保证、抵押或者质押等形式，为前海跨境人民币贷款提供担保。

第四章 业务监督

第十六条 境内结算银行应当对借款企业跨境人民币贷款资金使用的真实性进行审查。

第十七条 境内结算银行应当认真履行信息报送业务，及时、准确、完整地向人民币跨境收付信息管理系统报送依据本办法开立的一般存款账户的开立信息，以及通过该账户办理的跨境人民币资金收

入和支付信息。

第十八条 境内企业因办理前海跨境人民币贷款需要，在香港开立人民币账户的，应在业务发生后五个工作日内报深圳人行备案。

第十九条 境内结算银行应当按照《中华人民共和国反洗钱法》和中国人民银行的有关规定，切实履行反洗钱和反恐融资义务，预防洗钱、恐怖融资等违法犯罪活动。

第二十条 深圳人行依据本办法对前海跨境人民币贷款业务实施非现场监管和现场检查。

第五章 附则

第二十一条 借款企业、境内结算银行违反本办法有关规定的，深圳人行可以暂停其办理前海跨境人民币贷款业务。违反其他法律法规规定的，依据有关规定处理。

第二十二条 本办法由深圳人行负责解释。

第二十三条 本办法自发布之日起实施。

(中国語原文)

**中国人民银行深圳市中心支行
深人银发〔2013〕2号
关于印发《前海跨境人民币贷款管理暂行办法实施细则》的通知**

市各银行：

为贯彻落实《前海跨境人民币贷款管理暂行办法》，我行制定了《前海跨境人民币贷款管理暂行办法实施细则》，现印发给你们，请遵照执行。

执行中如遇问题，请及时与我行联系，联系人：吕建锋，联系电话：25590240-335。

特此通知。

附件：《前海跨境人民币贷款管理暂行办法实施细则》

2013年1月5日

前海跨境人民币贷款管理暂行办法实施细则

- 第一条** 为规范前海跨境人民币贷款的开展，根据《前海跨境人民币贷款管理暂行办法》（以下简称《办法》）及有关法律法规，制定本细则。
- 第二条** 《办法》和本细则所称前海跨境人民币贷款是指符合条件的境内企业从香港经营人民币业务的银行借入人民币资金。符合条件的境内企业（以下称借款企业）是指在前海注册成立并在前海实际经营或投资的企业。
- 第三条** 中国人民银行深圳市中心支行（以下简称深圳人行）根据香港人民币业务发展情况、前海建设发展需求和国内宏观调控的需要，测算前海跨境人民币贷款年度余额，上报中国人民银行总行后执行。
- 第四条** 前海跨境人民币贷款的用途应在符合前海产业发展目录要求，优先支持用于进口及其对外支付的贷款需求。
- 第五条** 借款企业应依据《办法》和本细则的规定，在贷款备案、资金使用、还本付息等环节向境内结算银行提交相应资料，配合境内结算银行进行真实性审核及信息报送。
- 第六条** 境内结算银行应依据《办法》和本细则的规定，对借款企业跨境人民币贷款的备案、资金使用、还本付息等环节进行真实性审核，并按规定向深圳人行报送相关信息和资料。

第七条 前海跨境人民币贷款业务办理前，借款企业应通过境内结算银行向深圳人行提交以下资料办理备案手续：

- (一) 营业执照副本、机构信用代码证；
- (二) 《贷款意向书》或类似告知书；
- (三) 贷款用途说明书；
- (四) 贷款合同（可在贷款正式发放后三个工作日内补充）；
- (五) 企业信用报告、企业主要股东信用报告、企业法人代表个人信用报告；
- (六) 深圳人行要求的其他材料

境内结算银行应对借款企业备案材料的真实性、完整性进行审核。

深圳人行自受理之日起五个工作日内告知境内结算银行是否予以备案。

第八条 借款企业凭深圳人行出具的《前海跨境人民币贷款备案表》（具体格式见附件）等材料，向香港经营人民币业务的银行申请跨境人民币贷款。《前海跨境人民币贷款备案表》有效期为三个月。

第九条 借款企业应当按照《人民币银行结算账户管理办法》的规定，向境内结算银行提交营业执照等材料，申请开立一般存款账户，专门用于存放从香港汇入的前海跨境人民币贷款资金，该账户不得办理现金收付业务，该账户存款利率原则上按照中国人民银行公布的活期存款利率政策执行。

第十条 借款企业在办理贷款资金入帐前，应当向境内结算银行提交贷款合同、资金使用说明书以及深圳人行出具的《前海跨境人民币贷款备案表》等材料。境内结算银行审核通过后通知香港贷款银行办理贷款资金划款手续。

第十一条 借款企业使用贷款资金前，应当向境内结算银行提交相关资金用途证明材料。境内结算银行审核后，向香港贷款银行反馈，获得香港贷款银行同意贷款资金支付的书面答复后，方可办理贷款资金支付，并于当天完成资金支付划转手续。

第十二条 借款企业用人民币偿还贷款本息时，应凭贷款合同、支付命令函和纳税证明等材料到境内结算银行办理还款汇出手续。

第十三条 前海跨境人民币贷款资金不得用于投资有价证券和金融衍生品，不得用于委托贷款，不得用于

购买理财产品，不得用于非自用房产等。

第十四条 境内结算银行应对前海跨境人民币贷款资金用途和流向进行审查，建立完整的业务台帐，建立前海跨境人民币贷款档案管理制度，妥善保管相关凭证资料。

第十五条 境内结算银行应按规定报送以下信息：

- (一) 及时、准确、完整地向“人民币跨境收付信息管理系统”报送依据《办法》开立的一般存款账户的开立信息，通过该账户办理的跨境人民币资金收入和支付信息，人民币跨境信贷融资业务信息，以及其他与前海跨境人民币贷款相关的信息；
- (二) 及时、准确、完整地向“深圳市借款企业风险预警系统”报送前海跨境人民币贷款信息；
- (三) 在每季度结束后十个工作日内将前海跨境人民币贷款发放情况，包括季度内借款企业名称、借款期限、利率、金额、用途等信息报备深圳人行；
- (四) 及时将前海跨境人民币贷款业务中出现的问题或异常情况报备深圳人行。

第十六条 深圳人行依据《办法》和本细则对前海跨境人民币贷款的真实性实施非现场监管和现场检查。检查对象包括境内结算银行、借款企业。

第十七条 本细则由深圳人行负责解释。

第十八条 本细则自发布之日起实施。

